平成２９年（フ）第３５２号
和歌山市塩屋６丁目３番18号　カーサグランデ105
債務者　河野　雅美（旧姓江南）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５７号
和歌山県岩出市波分203番地の１（501号）、前住所和歌山県岩出市新田広芝251番地の６
債務者　中村　真也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９３０号
名古屋市中区千代田４丁目20番10号　シティライフ東別院602号
債務者　宇都　裕樹
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４９号
名古屋市東区東大曽根町48番３号　オーシャンハイツＭＩＺＵＮＯ　601号
債務者　戸田　　歩
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７号
福岡県築上郡吉富町大字幸子２番地１　幸子団地Ｒ３－２　301号
債務者　橋本　則子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２０２３号
愛知県津島市中一色町柳原112番地２
債務者　竹村　嘉美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目27番９号　Ａ－168
債務者　朝田　　清
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目27番９号　Ａ－168
債務者　朝田美津江（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６号
福岡県中間市鍋山町17番20号　中央マンション３号室
債務者　與那覇　豊
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目12番36―204号
債務者　福留　幸治
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９号
北九州市小倉北区中島１丁目４番６―305号
債務者　中西　智範
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７号
北九州市戸畑区中原西２丁目２番21号
債務者　高山　晴男
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１号
岩手県奥州市前沢区生母字新地84番地４
債務者　初貝　敬子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５４６号
相模原市中央区相模原４丁目３番６号　元氣村相模原
債務者　瀧口　義一
成年後見人　古根村博和
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５５８号
相模原市南区新磯野３丁目27番14号　シティハイム新磯野101
債務者　楠木惠美子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６４号
相模原市中央区相模原５丁目４番８号　シャトレーオール207
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６５号
相模原市緑区西橋本１丁目17番85―601号
債務者　岩本　政美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部